

室戸市創業支援事業費補助金について

① 事業概要

室戸市内における創業及び第二創業を促進し、市の産業及び経済の活性化を図ることを目的として、本市で創業等を行う方に対して、創業等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

(1) 創業とは

- ・事業を営んでいない個人が、新たに個人事業の開業届出書を提出し事業を開始すること。
- ・会社等の法人を設立し、その代表者となり事業を開始すること。
- ・チャレンジショップ事業を受け、チャレンジ期間が終了した個人事業主が同種の事業を新たに開始すること。

(2) 第二創業とは

- ・室戸市内において、既に事業を営んでいる個人事業主又は会社等の法人が、既存事業とは異なる新たな事業に取り組むこと。

② 募集期間

随時（ただし、予算がなくなり次第終了となります。）

③ 補助事業者

次の(1)～(7)すべてに該当する方を対象とします。

- (1) 補助金の交付申請の日の属する年度内に創業等を行う者であること。
- (2) 納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人事業主にあつては、本市の住民基本台帳に記載されており、現に本市に居住していること又は補助事業完了の日までに本市に居住すること。

イ 会社等の法人にあつては、この補助金の交付を受けて整備する事業所の代表者が、本市の住民基本台帳に記載されており、現に本市に居住していること又は補助事業完了の日までに本市の住民基本台帳に記載され、かつ本市に居住すること。

- (4) 室戸市商工会又は市内の金融機関から指導、助言を受けて行う事業であること。
- (5) 室戸市商工会又は市内の金融機関から適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。
- (6) 室戸市商工会の会員である者又は補助事業完了の日までに室戸市商工会へ加入申込書を提出する者であること。
- (7) 産業競争力強化法第127条の規定により認定された創業支援等事業計画に基づいて認定連携創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けた日から3年未満であること。

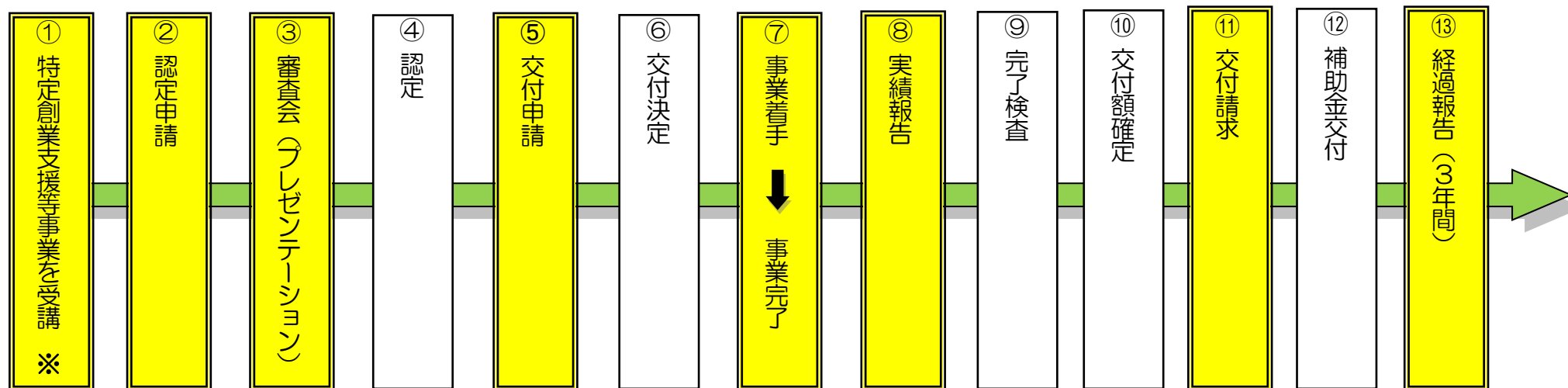
④ 補助対象経費、補助率及び補助限度額

- (1) 補助対象経費：創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、店舗等のリフォームに係る外装・内装工事等の設備費 など。
- (2) 補助率：1/2以内
- (3) 補助限度額：200万円

※ 上記の内容は、「室戸市創業支援事業費補助金交付要綱」より抜粋したものです。詳細は要綱をご確認ください。

室戸市創業支援事業費補助金の交付手順

① ② ③ ⑤ ⑦ ⑧ ⑪ ⑬ は補助金を申請される方に行っていただきます。



※ 特定創業支援等事業とは、室戸市商工会が行う『創業セミナー』及び、高知県が行うビジネス支援研修『土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）』のことです。本セミナー等を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を身につけていただいた方が、本補助金の申請をすることができます。

【ご注意】

- (1) 本補助金の申請は、創業セミナー等を受講後、3年を経過するまでに行う必要があります。
- (2) 本補助事業は、補助金の交付申請の日の属する年度内に創業を行う必要があります。
- (3) 補助事業完了後3年以内に室戸市から転出又は事業から撤退することがあった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。
- (4) 室戸市から⑥の交付決定が出る前に事業着手（契約や発注等、費用の発生につながる具体的な取り組み等）をした場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

【特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行について】

『創業セミナー』又は『土佐まるごとビジネスアカデミー』で必要なカリキュラムを受講された方で、事業を営んでいない個人又は事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人の方は、室戸市に証明書の交付申請を行っていただくことで「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を交付します。

証明書を交付された方は、以下のような支援制度が受けられます。

- ① 会社設立時の登録免許税の軽減（資本金の0.7%の登録免許税が0.35%になる。 など）
- ② 創業関連保証の特例（無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6カ月前から利用可能） など

※証明書の申請期限は、創業セミナー等を最後に受講した日から起算して1年間となりますのでご注意ください。